

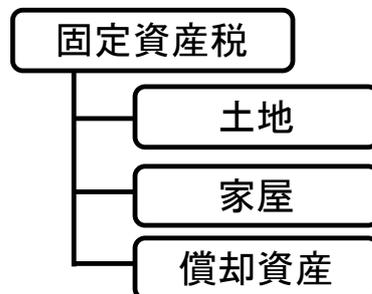
令和7年度 固定資産税(償却資産)申告の手引き

償却資産を所有されている方は、地方税法の規定により、賦課期日(毎年1月1日)現在において所有する償却資産について、当該資産の所在地の市町村長へ申告しなければなりません。つきましては、「申告の手引き」をご参照のうえ、申告していただきますようお願いいたします。

1. 申告書の提出期限は、**令和7年2月28日(金)**です。
 - ※ 前年度と比較し、“資産の増減がない、場合も必ず申告してください。”
 - ※ 事業継承、町外転出、事業廃止の場合もその旨を記入し、提出してください。
2. 提出方法 「**郵送**」または「**窓口へ持参**」もしくは「**電子申告**」
 - ※ 第26号様式の申告書は、昨年度までの申告内容に基づき、住所・氏名等について事前に印字したものを一枚送付しております。
 - ※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望される場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、提出時の封筒に同封くださるようお願いいたします。

償却資産の申告義務

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外で事業の用に供することができる資産のことです。**会社や個人で工場や商店等を経営、または漁業や農業等に携わっている方は、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等の資産について、申告が必要です。**



○地方税法第383条(固定資産の申告)

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

〒927-0492 石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

能登町税務課 資産税係 (能登町役場1階)

TEL : (0768) 62-8518 FAX : (0768) 62-8503

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは？

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。)をいいます(地方税法第 341 条第 4 号<固定資産税に関する用語の意義>)。

例えば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産種類		主な償却資産の例示
1種	構築物	門、塀、構内舗装、屋外排水溝、水槽、庭園、看板、外灯等
	建物	簡易建物(三方に壁のないもの、基礎のない物置等)
	建物附属設備	建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものと償却資産として評価するものとに区分されますが、次に掲げるものはすべて償却資産として取り扱います。 (1) 生産用又は特定業務用の電気設備、給排水設備、ガス設備、ボイラー設備等 (2) 受変電設備、自家用発電設備等 (3) 壁面サイン工事、簡易間仕切等
2種	機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品製造加工機械、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、パワーショベル・ブルドーザー等の土木建設機械(0 ナンバーのものを含む)、その他各種産業用機械及び装置等
3種	船舶	漁船、ボート、貨物船等
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(0 又は 9 ナンバーのもの)、台車等 (注) 大型特殊自動車と小型特殊自動車(軽自動車税の課税客体)の区別 次に掲げる要件に一つでも該当する場合は、大型特殊自動車となります。 1 農耕作業用自動車 最高速度 35km/h 以上のもの 2 農耕作業用自動車以外のもの (1)最高速度 15km/h を超えるもの (2)自動車の長さが 4.7 メートルを超えるもの (3)自動車の幅が 1.7 メートルを超えるもの (4)自動車の高さが 2.8 メートルを超えるもの
6種	工具器具及び備品	測定工具、切削工具、金型、机、椅子、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、医療用機器等

※ 業種別の償却資産については、裏表紙をご参照ください。

(3) 家屋と償却資産との区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、下の《家屋と償却資産の区分表》をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等^(※)が取り付けけた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

(※)「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

賃借人(テナント)等が取り付けけた内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、賃借人(テナント)等の方が償却資産としてご申告ください。

《家屋と償却資産の区分表》

区分	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	発電設備	自家用発電設備・受変電設備(配線等を含む)	/
	動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
	インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
防災設備	火災通報装置	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置(配線を含む)
	消火装置	消火設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
	中央監視制御装置	制御装置(配線を含む)	/
	避雷設備、換気設備、衛生設備	特定の生産又は業務用の換気設備	設備一式
衛生設備	し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備	ガス設備・給排水設備	特定の生産又は業務用設備(配線を含む)、屋外設備	左記以外の設備
空調設備	冷暖房装置	ルームエアコン	家屋と一体となっている設備
厨房設備	厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	運搬設備	ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
その他	簡易間仕切り	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
	その他	ブラインド、カーテン、LAN配線	

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合があります。

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、能登町内に事業用の償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)
- エ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- オ 償却資産を共有されている方(各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告ください。(例:能登太郎 外2名))
- カ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた借借人(テナント)等の方

(2) 申告書等の提出先 **能登町税務課**

(3) 申告書等の提出期限 **令和7年2月28日(金)**です。

(4) 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの

(5) 申告の対象外となる資産

次に掲げる資産は、償却資産の申告対象となりませんので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両類(例:小型フォークリフト等)
- イ 無形固定資産(例:特許権、実用新案権等)
- ウ 繰延資産
- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース(売買扱いとするファイナンスリース)資産で取得価額が20万円未満のもの

《《ご注意ください》》

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び能登町税条例第75条の規定により、過料を科されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、罰金を科されることがあります。

3 申告の方法について

(1) 書類による申告書等の提出方法

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を提出していただく方法となります。

- <申告方式> **ア 一般方式** 前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、能登町が行います。
- イ 電算処理方式** 賦課期日(1月1日)現在に所有しているすべての資産について事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

いずれの方式も、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

(2) 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX(地方税ポータルシステム)により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信してください。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえでeLTAXのホームページから利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただく必要があります。

- <申告方式> **ア 一般方式** 申告区分「増加資産/減少資産申告」等により、申告していただく方式です。
- イ 電算処理方式** 申告区分「全資産申告(電算処理分)」等により、申告していただく方式です。

いずれの方式も、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告データ等の提出が必要です。

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、[eLTAX ホームページ](#)をご覧ください。

なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、[eLTAX ホームページの「よくあるご質問」](#)をご覧ください。

eLTAX ホームページアドレス : <https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」 : <https://eltax.custhelp.com/>

<提出書類>

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式			
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書		種類別明細書	
				第26号様式	1枚	別表1	別表2
一般方式	初めて申告される方	○		○		○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○		○	○*1
	増加又は減少した資産のない方			○*2			
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方		○	○*3			○
	償却資産を所有されていない方			○*4			
電算処理方式	初めて申告される方	○*5			○	○*6	
	前年以前に電算処理方式により申告された方						
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方				○*3		
	償却資産を所有されていない方				○*4		

- *1 種類別明細書(減少資産用)は、内容に変更のあった償却資産のみ記載され、ご提出ください。
 - *2 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「19 前年度申告分よりの増減資産」欄の「無」に○を記載してください。
 - *3 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「20 異動事項」欄の該当する項目に☑し、異動日を記載してください。
 - *4 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の「18 償却資産の有無」欄の「無」に○を記載してください。
 - *5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。
 - *6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。
- ※ 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は、能登町ホームページ(<http://www.town.noto.lg.jp/>)からダウンロードすることができます。

4 一般方式による申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書の記載方法

- ◎ 住所、氏名は予め印字しています。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。

<1住所・2氏名>
氏名・フリガナを記入してください。又、屋号があればご記入ください。
法人の場合は法人名・フリガナ及び代表者の氏名を記入してください。

<4事業種目>
事業の内容を具体的に記載してください(例:印刷業)
事業種目が複数ある場合には、主たる事業種目を記載してください。
また、法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。

<3個人番号又は法人番号>
個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。

<5事業開始年月日>
個人の方は事業を開始した年月を、法人にあっては設立年月を記載してください。

<6この申告に回答する者の係及び氏名>
申告書の内容について問い合わせ先となる経理担当等の部署、氏名電話番号を記載してください。なお、<7 税理士等の氏名>が問い合わせ先となる場合は、7と同じ氏名を記載してください。

<7 税理士等の氏名>
税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載してください。

<8~14 短縮耐用年数の承認等>
各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。

<16 能登町内における事業所等資産の所在>
住所と資産所在地が異なる場合や、2以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載してください。

<17 借用資産>
借用資産がある場合には、資産の名称、貸主の名称等を記載してください。

<18 償却資産の所有の有無>
償却資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。

<19 前年度申告分よりの増減資産>
前年中の資産の増減について、該当する方を○で囲んでください。

令和 7 年 1 月 17 日
令和 7 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

所有者コード(通知書番号) 400000070

1 住所	〒 927 - 0492 石川県鳳珠郡能登町字津ト宇50番地1	3 個人番号又は法人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	8 短縮耐用年数の承認	有	9 増加償却の届出	有	10 非課税該当資産	有	11 課税標準の特例	有	12 特別償却又は圧縮償却	有	13 償却金計上の償却方法	有	14 青色申告	有	15 申告税務署の名称	輪島 税務署	
2 氏名	能登ビル2階 石川県鳳珠郡能登町字津ト宇50番地1 株式会社 能登商事 代表取締役 能登 太郎	4 事業種目	印刷業	5 事業開始年月日	昭和 63 年 4 月	6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理 石川 花子 (電話 0768-62-8505)	7 税理士等の氏名	税理士 加賀 三郎 (電話 0768-62-0000)	16 能登町内における事業所等資産の所在地(および家庭の所在区分)	① 石川県鳳珠郡能登町字津ト宇50番地1 自己所有 専業 (所有者: 能登太郎)	② 石川県鳳珠郡能登町字物田仁部50番地 自己所有 専業 (所有者: 能登太郎)	③ 石川県鳳珠郡能登町字松波13字75番地1 自己所有 専業 (所有者: 能登太郎)	17 借用資産(リース資産)	リース会社等	18 償却資産の所有の有無	有	19 前年度申告分よりの増減資産	20 異動事項	21 備考(添付書類等)
取得価額	前年までに取得したもの (イ) 8,800,000 前年中に減少したもの (ロ) 3,000,000 前年中に取得したもの (ハ) 3,650,000 取得価額合計 (ニ) 9,450,000	評価額	前年までに取得したもの (イ) 18,335,766 前年中に減少したもの (ロ) 12,430,766 前年中に取得したもの (ハ) 17,974,500 取得価額合計 (ニ) 23,879,500	決定価格	前年までに取得したもの (イ) 3,750,000 前年中に減少したもの (ロ) 1,700,000 前年中に取得したもの (ハ) 1,700,000 取得価額合計 (ニ) 5,450,000	課税標準額	前年までに取得したもの (イ) 3,885,766 前年中に減少したもの (ロ) 15,430,766 前年中に取得したもの (ハ) 23,324,500 取得価額合計 (ニ) 38,779,500	課税標準率	前年までに取得したもの (イ) 44.15% 前年中に減少したもの (ロ) 84.75% 前年中に取得したもの (ハ) 100.00% 取得価額合計 (ニ) 44.15%	課税標準額 (イ) × 課税標準率 (ロ) = 課税標準額 (ハ)	19 前年度申告分よりの増減資産	20 異動事項	21 備考(添付書類等)							

<取得価額>
前年前までに取得したもの(イ)
昨年度までの申告に基づき、取得金額を記載してください。
前年中に減少したもの(ロ)
(イ)のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載してください。
前年中に取得したもの(ハ)
今回新たに申告いただく資産の取得金額を記載してください。申告もれや、移動により受け入れた資産についても(イ)ではなく(ハ)に記載してください。

<20 異動事項>
償却資産の所有者について、異動があった場合は、該当する事項について○を囲み、異動日を記載してください。

<21 備考(添付書類等)>
次のような事項があれば記載してください。
ア. 課税標準の特例適用資産、非課税資産又は耐用年数の短縮等を適用した資産を所有されている場合は、その届出書等、添付書類の名称
イ. 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名
ウ. 償却資産を共有されている場合は、所有者全員の住所、氏名
エ. その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となる事項

(2) 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

- ◎ 前年中に申告された方は、令和6年1月2日から令和7年1月1日までに取得した資産(同期間中に異動又は除却した資産は除きます。)を記載してください。また、令和6年1月1日以前に取得した資産で申告する必要のある資産がありましたら記載してください。
- ◎ 初めて申告される方は、令和7年1月1日現在において所有している全ての資産を記載してください。

＜資産の種類＞
資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

＜取得年月＞
年号は「令和」に取得したものは「5」、「平成」に取得したものは「4」、「昭和」に取得したものは「3」となります。年月は資産を取得した年月を記載してください。ただし、1月1日取得した場合は、その前年の12月を取得年月としてください。

＜資産の名称等＞
資産の名称や規格等を漢字・ひらがな・カタカナ・英字・数字で記載してください。

＜種類別明細書＞
新規申告者の方もしくは、電算処理にて全資産申告する方は全資産用に○をしてください。

＜取得価額＞
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額(付随費用を含みます。)を記載してください。なお、圧縮記帳は、固定資産の評価上、認められていませんので、圧縮記帳額を含めた取得金額を記載してください。

＜耐用年数＞
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。

＜増加事由＞
資産を取得した事由について、該当する番号を○で囲んでください。
1. 新品取得
2. 中古品取得
3. 移動による受け入れ
4. その他

＜摘要＞
当該資産にかかる特記事項としてア～クのような事項を記載してください。
ア. 課税標準の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項。(例: 特349の3①)
イ. 他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月。
ウ. 耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示。(例: 短縮)
エ. 中古資産の見積もり耐用年数を適用している資産については、その旨の表示。(例: 中古)
オ. 増加償却を行っている資産については、その旨の表示。(例: 増加)
カ. 資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示。(例: 申告漏れ分)
キ. 取得年月が平成19年12月以前の資産について、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示。(例: 前10年)
ク. その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

令和7年度 所有者コード 400000070										種類別明細書(増加資産・全資産用)				所有者名 株式会社 龍登商事			第二十六号様式別表一(提出用)	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	償却率	償却残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要	枚数		
				年号	年	月										1	2	
01	1	アスファルト舗装工事	1	5	06	04	3,650,000	10					1	2		1	2	
02	2	オフセット印刷機	1	5	06	06	7,328,000	10					1	2		1	2	
03	2	製本用機械	1	5	06	08	1,650,000	07					1	2		1	2	
04	2	デジタル印刷機	1	5	06	09	8,996,500	04					1	2		1	2	
05	6	芯接セット一式	1	5	06	06	1,260,000	08					1	2		1	2	
06	6	テレビ	1	5	06	06	275,000	05					1	2		1	2	
07	6	ノートパソコン	1	5	06	11	165,000	04					1	2		1	2	
08																		
20																		
小計							23,324,500											

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

(3) 種類別明細書(減少資産用)の記載方法

- ◎ 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに異動(減少又は修正)した資産について記載してください。

＜資産の種類＞
資産の種類に記載する数字は、下の表のとおりです。

番号	資産の種類
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

＜年号＞
年号に印字している数字は、下の表に対応しています。

番号	年号
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

＜減少等の事由・摘要＞
「減少等の事由」欄及び「摘要」欄は次のように記載してください。
ア. 資産の全部が減少した場合
「減少等の事由」欄の該当する番号(1~4)を○で囲み、「摘要」欄に該当資産の売却先、移動先等、具体的な減少内容を記載してください。
イ. 資産の一部が減少した場合
「減少等の事由」欄の該当する番号(1~4)を○で囲み、「摘要」欄に該当資産の減少した取得価格等、具体的な減少内容を記載してください。
ウ. 資産の一部を修正する場合
「減少等の事由」欄の「4」(その他)を○で囲み、「摘要」欄に該当資産の修正等が発生した事由を具体的に記載してください。

令和7年度 所有者コード 400000070										種類別明細書(減少資産用)				所有者名 株式会社 龍登商事			第二十六号様式別表二(提出用)	
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年数	償却率	償却残存率	異動事由及び区分	摘要	枚数				
				年号	年	月								1	2			
01	1	コンクリート舗装	1	3	63	07	3,000,000	15				1	2	1	2			
02	2	裁断機	1	4	02	10	3,702,206	10				1	2	1	2			
03	2	フォーム印刷機	2	4	13	09	5,819,040	10				1	2	1	2			
04	2	スワロー印刷機	1	4	14	07	1,800,000	10				1	2	1	2			
05	2	大型裁断機	1	4	14	12	1,109,520	10				1	2	1	2			
06												1	2	1	2			
07												1	2	1	2			
08												1	2	1	2			
09												1	2	1	2			
10												1	2	1	2			
11												1	2	1	2			
20												1	2	1	2			
小計							15,430,766											

＜異動の例①＞
資産の全部が減少した場合
「異動区分」欄の「1」を○で囲み、減少等の事由を記載してください。(例: コンクリート舗装を除去した場合、裁断機を他市町村へ移動した場合)

＜異動の例②＞
資産の一部が減少した場合
「異動区分」欄の「2」を○で囲み、減少した資産の数量・取得価額、減少等の事由を摘要欄に記載してください。(例: フォーム印刷機3台のうち、2台を別会社へ売却した場合)

＜小計＞
ページごとの減少した取得価格の小計を記載してください。

5 税額等の算出方法について

<評価額の算出方法>

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2} \right)^*$ <p style="text-align: center;">= 取得価額 × A</p>	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ <p style="text-align: center;">= 前年度評価額 × B</p>

* 破線枠内の数値処理は、電算システムにおいては小数点以下第4位を四捨五入しています。

r : 耐用年数に応ずる減価率

A : 半年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のA欄の率です。

B : 1年分の減価残存率で本ページ<減価残存率表>のB欄の率です。

- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

《注意》 **算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。**

<減価残存率表>

『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得分 A	前年前取得分 B			前年中取得分 A	前年前取得分 B			前年中取得分 A	前年前取得分 B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

<税額の算出方法>

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額は、各資産の評価額を合算した額です。※課税標準の特例(9ページ)の適用を受ける資産がある場合には、該当資産の評価額について、それぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (100分の1.6)	=	税額 (100円未満切り捨て)
--------------------------------	---	-------------------------	---	---------------------------

※ 課税標準額が150万円(免税点)未満となる場合は、課税されません。

6 国税の取扱いとの主な違い

国税(法人税・所得税)の取扱いと地方税(固定資産税(償却資産))の取扱いとの主な違いは下表のとおりです。

項 目	国 税 の 取 扱 い (法人税・所得税)	地 方 税 の 取 扱 い (固定資産税(償却資産)の評価額)
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)	原則として、『固定資産評価基準』* に定める減価率によります。 (8 ページ<減価残存率表>をご参照 ください。)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳	認められます。	認められません。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例(租税特別措置法)	認められます。	金額に関わらず、認められません。

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

7 非課税・課税標準の特例等

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条(第2、4、5、6、7、8、9項)、同法附則第14条(第1、2項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。非課税内容に係る資料が必要になる場合がございますので、該当する償却資産を所有されている方は、税務課までお問い合わせください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3(第1～33項)、同法附則第15条(第1～46項)、同法附則第15条の2(第1、2項)、同法附則第15条の3、同法附則第56条(第12、15項)に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。特例を受けるためには、特例内容に係る資料が必要になる場合がございますので、該当する償却資産を所有されている方は、税務課までお問い合わせください。

(3) 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、能登町税条例第71条、同条例施行規則第7条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当する償却資産を所有されている方は、令和6年度の固定資産税納税通知書がお手元に届き次第「固定資産税減免申請書」をご請求のうえ、必要事項を記入し、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

(4) 耐用年数の短縮等を適用した償却資産

令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に、法人税法又は所得税法の規定による耐用年数の短縮、増加償却を適用した償却資産又は耐用年数の確認を受けた償却資産がある場合は、下の表に掲げる添付書類とともにご提出ください。

これらの償却資産については、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額等が算出されます。

なお、圧縮記帳や租税特別措置法等に規定する特別償却・割増償却等は、固定資産税では認められておりません。

《 耐用年数の短縮等の添付書類一覧 》

事 項	国 税 に お け る 所 轄	添 付 書 類
耐用年数の短縮	国 税 局 長	耐用年数の短縮の承認通知書(写)
増加償却	税 務 署 長	増加償却の届出書(写)
耐用年数の確認	税 務 署 長	耐用年数の確認に関する届出書(写)

《注意》 電子申告により申告データを送信される場合も、これらの様式及び添付書類は書類でのご提出が必要となります。

8 耐用年数について

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。

償却資産の耐用年数(抜粋)

◎機械及び装置

別表第2

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
繊維工業用設備	
炭素繊維製造設備	
黒鉛化炉	3
その他の設備	7
その他の設備	7
木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
ゴム製品製造業用設備	9
窯業又は土石製品製造業用設備	9
農業用設備	7
漁業用設備	5

◎構築物

別表第1

種類	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
	アスファルト敷、木れんが敷	10
へい	ビチューマルス敷	3
	コンクリート・コンクリートブロック造	15
打込み井戸	金属造	10
		10

◎工具・器具及び備品

別表第1

種類	細目	耐用年数
工具	測定工具、検査工具	5
	治具、取付工具	3
	金型	2
	切削工具	2
家具	事務机、椅子、キャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列棚、陳列ケース	
	冷凍機又は冷蔵機付きのもの	6
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー	
その他音響機器	5	
電気機器 ガス機器 及び 家庭用品	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
食事又は厨房用品	陶磁器製又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5

設備の種類	耐用年数
金属製品製造業用設備	
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び	
金属製ネームプレート製造業用設備	6
その他の設備	10
汎用機械器具製造業用設備	12
生産用機械器具製造業用設備	
金属加工機械製造設備	9
その他の設備	12
業務用機械器具製造業用設備	7
総合工事業用設備	6
運輸に付帯するサービス業用設備	10
飲食品卸売業用設備	10
宿泊業用設備	10
洗濯業、理容業、美容業、又は浴場業用設備	13
自動車整備業用設備	15
林業用設備	5
水産養殖業用設備	5

◎建物附属設備等

別表第1

種類	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
アーケード	主として金属製のもの	15
	日よけ	8
店用簡易装備・簡易間仕切		3
簡易建物		7

◎車両用及び運搬具

別表第1

種類	耐用年数
フォークリフト等の大型特殊自動車(0又は9ナンバーのもの)等(小型特殊用自動車を除く)	4

種類	細目	耐用年数
事務機器及び通信機器	電子計算機	
	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4
	その他のもの	5
	複写機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	テレタイプライター及びファクシミリ	5
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
	その他のもの	10
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	その他のもの	
容器及び金庫	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
金庫		5
手さげ金庫		5
その他のもの		20
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
	その他のもの	6
歯科診療用ユニット		7
その他	映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ、レコード	
	自動販売機	2
	漁具	5
		3

9 耐用年数省令の改正に係る申告の取扱い

平成 20 年税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)の一部改正があり、減価償却資産の耐用年数表が変更されました。固定資産税(償却資産)においては、**平成 21 年度分から、法人・個人事業者の決算期等に関わりなく、所有する該当資産について、改正後の耐用年数表に基づき申告していただくこととなります。**

なお、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、取得当初から耐用年数を修正する場合と評価計算が異なります。

<評価額の算出について>

ア 一般方式の場合

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産について申告される場合、令和 6 年度の評価額は、平成 21 年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して**算出します。**

イ 電算処理方式の場合

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産について申告される場合、令和 6 年度の評価額は、平成 21 年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用して**算出してください。**

<耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産の記載方法>

耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する資産については、**耐用年数省令の改正の適用に関する記載が必要**です。

ア 一般方式の場合

種類別明細書(減少資産用)に耐用年数省令の改正の適用に関する記載をしてください。取得当初から耐用年数を修正する場合と評価上の計算が異なるため、必ず記載をお願いします。詳しくは、7 ページをご参照ください。

また、**増加事由が申告もれ又は移動等で、取得年月が平成 19 年 12 月以前の資産を種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載する場合についても、その旨の記載が必要となります。**同ページをご参照ください。

イ 電算処理方式の場合

種類別明細書(増加資産・全資産用)に、**耐用年数を変更したことが判るような記載をお願いします**(例:該当資産の「摘要」欄に「省令改正による」と記載)。

なお、**過年度の申告で、耐用年数を変更している資産についても、必ず種類別明細書(増加資産・全資産用)に記載をお願いします。**

10 調査協力をお願い

申告書の受理後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて調査を行っておりますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。ご理解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

申告対象となる主な償却資産（業種別）

業種によって以下のような資産が申告の対象となります。

（あくまで例示に過ぎませんので、これ以外の資産であっても申告は必要となります。）

業 種	資 産 の 名 称
各業種 共通のもの	駐車場設備・受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象となるものを除く）、大型特殊自動車、発電機、工具、ユニットハウス、舗装等
娯楽業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備等
料理飲食店業	看板、テーブル、椅子、自動販売機、厨房設備、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、テレビ、放送設備、受変電設備等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、看板、自動販売機、冷蔵（冷凍）庫、POS レジ等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
諸芸術匠業・貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装等
自動車整備業	旋盤・溶接機・充電器・コンデンサー・各種工具・リフト・事務機器等
食肉・鮮魚販売業	肉切断機・挽肉機・ポンプ・ショーケース・冷蔵設備等
ホテル・旅館業	厨房設備・自家発電装置・放送設備・接客用備品、娯楽用設備、看板等
農業	耕運機・ビニールハウス・梨棚・ネット・選果機・精米機・農機具等
漁業	漁船・漁網・ノリ漉き機・ノリ乾燥機等

能登町ホームページアドレス <http://www.town.noto.lg.jp/>

○償却資産申告書等の各様式のダウンロードについては…

ホーム > 手続き・申請 > 税金 > 令和7年度 償却資産申告書の提出について

*ダウンロードされた様式をご利用される方で控えが必要な場合は、提出者自身にてお取りくださいますようお願いいたします。

※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、提出時の封筒に同封くださるようお願いいたします。

↓このラベルを切り取って、申告書送付の際の封筒に貼り付けてご利用ください。

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

能 登 町 役 場

税務課 資産税係 行



申告は
お早めに！

能登町
イメージキャラクター
のっとりん